

# 届出・証明・マイナンバーカード

## 届出

問合せ先：住民課 ☎72-1114

### 戸籍

戸籍は、個人の身分関係を公に証明するもので、町では最も重要な帳簿です。夫妻を単位として戸籍がつくられ、この戸籍があるとところを本籍地といいます。

戸籍の届出一覧（主なもの）

| 届出書類          | 届出期間                    | 届出人              | 届出場所                                  | 届出に必要なもの                                                                     |
|---------------|-------------------------|------------------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 出生届           | 生まれた日を含めて14日以内          | 父または母<br>または父母   | 父母の本籍地、住所地、出生地、所在地のいずれか               | 出生証明書、母子健康手帳<br>(富士河口湖町が住所地の場合は医療費等の受給者証の手続きが必要です。56ページの『赤ちゃんが生まれたら』をご覧ください) |
| 婚姻届           | いつでも<br>(届出をした日から効力が発生) | 夫および妻            | 夫または妻の本籍地、住所地、所在地のいずれか                | 婚姻届書、<br>国民健康保険証等<br>マイナンバーカード                                               |
| 死亡届           | 死亡の事実を知った日から7日以内        | 親族、同居者、家主等       | 亡くなった方の本籍地、死亡地<br>または届出人の住所地、所在地のいずれか | 死亡診断書、<br>国民健康保険証および国民年金手帳（加入者のみ）、<br>後期高齢者医療保険証（該当者のみ）                      |
| 転籍届           | いつでも<br>(届出をした日から効力が発生) | 戸籍の筆頭者<br>および配偶者 | 本籍地、住所地、転籍地、所在地のいずれか                  | 転籍届書                                                                         |
| 離婚届<br>(協議離婚) | いつでも<br>(届出をした日から効力が発生) | 夫および妻            | 夫妻の本籍地、住所地、所在地のいずれか                   | 離婚届書、国民健康保険証<br>マイナンバーカード                                                    |

※婚姻届、離婚届、入籍届等で、氏名が変わる場合、該当者のみ、国民健康保険証、マイナンバーカード等の変更が必要です。

※このほかに養子縁組届・入籍届・認知届・分籍届などがあります。

※届出の際に裁判所の許可謄本や確定証明書などが必要な場合がありますので、事前にお問合せください。

※結婚、離婚などの届出をされる際に、届出した方の本人確認をしますので、本人であることが確認できる書類（マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、パスポートなど官公署が発行した写真付きの身分証明書（有効期限内））をお持ちください。

※戸籍の届出だけでは住所の異動は行われません。同時に、住所の異動がある場合は、次に記載された『住民登録』欄をご覧ください。

※閉庁時（土日・祝日・時間外）の届出は、宿日直者が一旦お預かりします。後日、担当が審査し不備がなければ受理決定となります。閉庁時に届出される方は事前にお問合せください。

## 登録

問合せ先：住民課 ☎72-1114

### 住民登録

住民登録は、町民として住民基本台帳に記載され、選挙権の行使や就学手続き、国民健康保険や国民年金の給付など、行政サービスを受ける基本となるものです。変更があったときは、必ず期間内に届出をしてください。

住民登録届出一覧

| 届出種類 | 届出期間           | 届出人                                         | 届出に必要なもの                                                    |
|------|----------------|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 転入届  | 引越してきた日から14日以内 | 本人または世帯員<br>(その他代理人が<br>届け出る場合は、<br>委任状が必要) | 前住所の市区町村が発行した転出証明書、国民年金手帳（加入者のみ）、介護認定受給者証（該当者のみ）、マイナンバーカード  |
| 転出届  | 引越し前後14日以内     |                                             | 印鑑登録証（登録者）、国民健康保険証および国民年金手帳（加入者のみ）、介護保険証（65歳以上の方）、マイナンバーカード |
| 転居届  | 引越した日から14日以内   |                                             | 国民健康保険証および国民年金手帳（加入者のみ）、介護保険証（65歳以上の方）、マイナンバーカード            |

※届出の際、本人確認をしますので、本人であることを確認できる書類（マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、パスポートなど官公署が発行した写真付きの身分証明書）をお持ちください。

墓石・土木・石材・外構工事一式

## 中村土木石材

山梨県南都留郡富士河口湖町船津3798-4

TEL/FAX 0555-72-4070

E-mail:nakaseki1@kawaguchiko.ne.jp

# 届出・証明・マイナンバーカード

## ■印鑑登録

印鑑登録証明書は、不動産登記、自動車の登録、公正証書の作成など、きわめて重要な経済取引の際に使用されます。

### ◆登録資格

町に住民登録をしている方。ただし、15歳未満の方または成年被後見人の方は登録できません。

## ◆登録申請

印鑑の登録は本人が手続きを行うことが原則です。ただし、本人が病気などの特別な理由があるときに限り、代理人でも手続きができます。

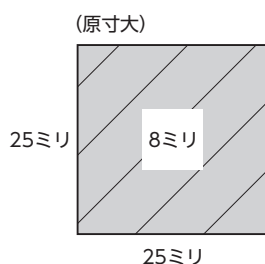
※代理人が手続きを行うときは、町から本人に確認をします。

| 登録方法                                                                                                                                                                                           | 必要なもの                                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 官公署発行の写真付き身分証明書をお持ちの方<br>即日発行ができます。                                                                                                                                                            | • 登録する印鑑<br>• 官公署発行の写真付き身分証明書                                                                                                                                   |
| 官公署発行の写真付き身分証明書をお持ちでない方<br>代理人の方<br>即日発効はできません。<br><br>〈登録の流れ〉<br>①窓口で受付後、申請者の住所地に照会・回答書を郵送します。<br>②回答書欄に必要事項を記入し、14日以内に回答書・登録する印鑑・本人確認書類（保険証など）を持ってお越しください。<br>（回答時が代理人の場合は代理人の印と本人確認書類も必要です） | 1.申請時<br>• 委任状<br>• 登録する印鑑<br>• 代理人の方の本人確認書類<br>2.回答時<br>• 回答書<br>• 登録する印鑑<br>• 登録する方の本人確認書類（保険証などお名前が確認できるもの1点）<br>• 代理人の印（代理人が来る場合）<br>• 代理人の本人確認書類（代理人が来る場合） |

※「官公署発行の写真付き身分証明書」とは、マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、パスポートなど官公署が発行した写真付きの身分証明書です。

### ●登録できる印鑑の大きさ

- 図の斜線に入る大きさのもの（8ミリ以上25ミリ未満）



### ●登録できない印鑑

- 住民票に記載してある氏名を表していないもの
- ゴム印その他の印鑑で印影が変形しやすいもの
- 印面が欠けていたり、すり減っていたりして印影が不鮮明なもの
- 輪郭がないもの
- その他、町長が不適当と認めたもの（変形しやすいものなど）

### 【もしも印鑑登録証を紛失してしまったら】

印鑑登録証を紛失したときは、ただちに住民課で亡失届をしてください。なお、再登録する場合は新規に登録するときと同じ手続きになります。印鑑登録証再発行には手数料がかかります。

## ■マイナンバーカード（個人番号カード）

### ◆カード申請

カードを作るための申請書を発行します。初回のカード発行や更新によるカード発行は無料ですが、有効期限切れやにチップ破損等による再発行は、受取時に手数料がかかります。

### ◆カード更新

5年に1度、カードの更新手続きをおこないます。

### ◆電子証明書の発行

マイナンバーカードの電子証明書を無料で発行いたします。転入や転出時の手続きの折にご案内いたします。電子証明書の期限が切れた場合も、無料で発行いたします。

### ◆パスワードのロック解除

パスワードを間違えて、カードにロックがかかった場合の解除をおこないます。また、パスワードをお忘れになった場合など、パスワードの再設定を無料でおこないます。

### ◆コンビニ交付

全国のセブン-イレブン、ファミリーマート、ローソンで、マイナンバーカードを使用して、住民票および印鑑証明書を取ることができます。窓口の発行よりも、安価に住民票と印鑑証明書が取得できます。

## 各種証明書

問合せ先：住民課 ☎72-1114

### ■証明書の請求と手数料

各種証明書の請求には、窓口に用意してある申請書のほか、請求者の印鑑と手数料、本人であることを確認できる書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど官公署が発行した写真付きの身分証明書）が必要です。

写真付きの身分証明書のない方は保険証、年金証書、預金通帳など氏名の確認できるものが2点必要です。

| 区分                      | 単位  | 手数料                                                                    |
|-------------------------|-----|------------------------------------------------------------------------|
| 戸籍謄本・抄本                 | 1 通 | 450円                                                                   |
| 除籍謄本・抄本                 | 1 通 | 750円                                                                   |
| 改正原戸籍謄本・抄本              | 1 通 | 750円                                                                   |
| 戸籍記載事項証明書・受理証明書         | 1 通 | 350円                                                                   |
| 戸籍附票の謄本・抄本              | 1 通 | 300円                                                                   |
| 身分証明書                   | 1 通 | 300円                                                                   |
| 住民票（写し）                 | 1 通 | 300円                                                                   |
| 住民票（写し）<br>（コンビニで発行の場合） | 1 通 | 200円（マイナンバーカードが必要です）<br>※マイナンバーカードはコンビニで利用できます。<br>※同じ世帯の住民票を発行できます。   |
| 印鑑登録証明書                 | 1 通 | 300円（印鑑登録証が必要）                                                         |
| 印鑑登録証明書<br>（コンビニで発行の場合） | 1 通 | 200円（マイナンバーカードが必要です）<br>※マイナンバーカードはコンビニで利用できます。<br>※カード本人の証明書のみ発行できます。 |
| 印鑑登録                    | 1 件 | 新規：無料（再発行は500円）                                                        |
| その他証明                   | 1 通 | 300円                                                                   |

※個人情報についての電話での問合せには一切応じられません。

※税の証明書は32ページをご覧ください。

※謄本は、その戸籍や住民票に記載されているすべての人が載っています。（「謄」とは、「全文の写し」の意味）。抄本は、その戸籍や住民票の中の指定した一部の人のみが載っています。（「抄」とは、「必要部分の写し」の意味）

## ■代理人選任届の書き方

町役場の証明書窓口へ提出する場合は、次の記載例を参照ください。様式は、町ホームページからダウンロードすることもできます。

代理人選任届

（代理人）住 所  
氏 名  
生年月日 年 月 日

私に係る  
※【住民票・戸籍・税証明・住所異動】申請につき、  
上記の者を代理人に選任し、その権限を委任したのでお届けします。

年 月 日

（委任者）住 所  
氏 名  
生年月日 年 月 日  
電話番号

（あて先）富士河口湖町長

（注）この代理人選任届は委任者本人がすべてを自署して押印してください。  
必ず、左の【該当箇所】に○を記入してください。  
記載事項に不備がある場合は受理できませんので、ご了承ください。  
マイナンバー記載の住民票の請求については、富士河口湖町のホームページ等で確認をした上で、請求してください。

※代理人選任届はすべての内容を委任者（申請をしたい人）が必ず記入し、署名捺印してください。

## ■その他

### ■パスポート（旅券）の申請

申請場所 富士・東部地域県民センター 総合窓口

住所：〒402-0054 都留市田原2-13-43

南都留合同庁舎内

☎0554 (45) 7839 Fax 0554 (45) 7829

ホームページ <http://www.pref.yamanashi.jp/ft-kenminc/10881144148.html>

### ■やまなしくらしねっと（電子申請サービス）

電子申請サービスでは、従来の窓口申請に加えて、インターネットを利用して各種申請・届出を簡単に行うことが可能です。詳細については、やまなしくらしねっと電子申請サービスをご覧ください。

**やまなしくらしねっと**

[https://apply.e-tumo.jp/town-fujikawaguchiko-yamanashi-u/offer/offerList\\_initDisplay](https://apply.e-tumo.jp/town-fujikawaguchiko-yamanashi-u/offer/offerList_initDisplay)